

身体拘束等の適正化のための指針
(訪問介護、居宅介護支援、障害福祉サービス、訪問看護)

株式会社ルソナ
代表取締役 山口 訓弘

当事業所における身体拘束適正化のための指針を、次のとおり定める。

1. 身体拘束適正化に関する考え方

(1) 基本的な考え方

身体拘束とは、利用者の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況であり、利用者の能力や権利を奪うことにつながりかねない行為である。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

(2) 身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止とする。

(3) 拘束を行う基準について

やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

① 切迫性

ご利用者等ご本人又は他のご利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

② 非代替性

身体拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない場合

③ 一時性

身体拘束等その他の行動制限が一時的なものである場合

以上の3要件を満たし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(4) 日常的支援における留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下のことに取り組む。

① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。

② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。

③ 利用者の思いを汲み取る、利用者の意向に沿った支援を提供し、個々に応じた丁寧な対応をする。

④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。

- ⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束適正化委員会において検討する。
- ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努める。

（５）情報開示

本指針は、事業所内にいつでも閲覧できるようにするとともに、利用者等からの閲覧の求めには速やかに応ずる。

２ 身体拘束適正化を図る体制

（１）身体拘束適正化委員会の設置

当事業所では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束適正化委員会（以下、「委員会」とする）を設置し、その結果について、従業者に周知徹底を図る。なお「虐待防止検討委員会」と同時に開催することができるものとする。委員会は毎月行われる業務会議内での開催と、身体拘束の適否判断を緊急に要する場合の適宜開催（適時委員会）の２種類とする。尚委員会は定期・適時共に同一の主体(業務会議構成員)が行い、構成員などは変わらない。

（２）委員会の設置目的

- ① 事業所内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ② 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ③ 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ④ 身体拘束廃止に関する職員全体への指導

（３）委員会の構成員

委員会の構成員は３名以上とし、委員長（代表取締役）又は管理者と副委員長を各１名（介護、看護部門）、互選により選出する。委員長は身体拘束適正化の一連の措置を適切に実施するための担当者を兼任する。副委員長は委員長の業務を補佐し、委員長不在など緊急時には委員長の代役を務める。委員会の議事録を作成する書記を１名、委員会ごとに選出する。なお、急な事態（数時間以内に身体拘束を要する場合）は、委員会が開催できない事が想定されるため、各スタッフの意見を盛り込み委員長を中心に検討する。

３、やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

- ① やむを得ず身体拘束を必要とする場合は身体拘束適正化委員会にて協議する。
- ② 協議の上で身体拘束等を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、サービス提供責任者がご利用者等、及びご家族等に対する説明書を作成する。
- ③ 身体拘束を行っている間は経過観察を行い、経過観察のシート等を用いて、身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要

な事項を記録する。身体拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。

- ④ 上記③の記録と再検討の結果、身体拘束等を継続する必要がなくなった場合は速やかに身体拘束等を解除する。その場合、ご本人、ご家族等に報告する。

4 身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

身体拘束適正化のため、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時に身体拘束適正化研修を実施する。研修の内容としては、身体拘束適正化に関する基礎的内容などの適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束適正化に資する内容とする。なお、身体拘束適正化のための研修は虐待防止研修と一体化して行うことができる。

附 則

この指針は、令和5年4月1日より施行する。

参考 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、安全ベルト（Y字型拘束帯や腰ベルト）、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人に、立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツ外しを制限する為に、介護衣（つなぎ服）を使用する。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推